別表六(十)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置 法第42条の4第4項(試験研究を行った場合の法人 税額の特別控除)又は令和5年改正前の措置法(以 下1において「令和5年旧措置法」といいます。) 第42条の4第4項(試験研究を行った場合の法人税 額の特別控除)の規定の適用を受ける場合(当該法 人が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人であ る場合には、同号イの他の通算法人が同項第2号に 規定する他の事業年度において同条第4項又は令和 5年旧措置法第42条の4第4項の規定の適用を受け る場合を含みます。)に記載します。
- 2 「増減試験研究費割合の計算」、「試験研究費割 合の計算」及び「税額控除割合の計算」の各欄は、 当該事業年度(通算子法人である措置法第42条の4 第8項第3号の通算法人にあっては、当該事業年度 終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人 の事業年度)が令和3年4月1日から令和8年3月

- 31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載します。
- 3 「割増前税額控除割合10」の欄は、令和5年4月 1日以後に開始する事業年度にあっては「9.4又は」 及び「0.35又は」を消し、同日前に開始した事業年 度にあっては「又は12」及び「又は0.375」を消しま す。
- 4 「(7)>9.4%又は(7)>12%の場合15」の欄は、令和 5年4月1日以後に開始する事業年度にあっては 「(7)>9.4%又は」を消し、同日前に開始した事業年 度にあっては「又は(7)>12%」を消します。
- 5 「当期税額控除可能額19」の欄は、当該法人が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には「((ほ)と(ほ)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(十)付表「24」、「27」又は「29」)」を消します。